

医政支発 0926 第 10 号

平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

（公 印 省 略）

持分なし医療法人への移行に関する計画の認定等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の一部が本年 10 月 1 日から施行されることに伴う政省令等の整備については、平成 26 年 9 月 26 日付け医政発 0926 第 5 号で通知したところです。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正のうち、持分なし医療法人への移行計画の認定に関する事項について、下記のとおり補足しますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

また、別添のとおり「『持分なし医療法人』への移行に関する手引書」を作成したので、当該手引書についても併せて御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

記

第一 移行計画の認定制度について

- 1 移行計画の認定を受けた場合は、税制措置又は融資制度の支援を受けることができるものであること。

なお、これらの支援が必要ない場合は、移行計画の認定を受けることなく、従来どおり定款変更により持分なし医療法人へ移行することができるものであること。

- 2 移行計画の認定の申請については、都道府県又は地方厚生（支）局を経由せず、直接厚生労働省医政局医療経営支援課へ提出すること。

- 3 移行計画の認定の申請は 1 回限りしか認められないことから、計画内容等について十分検討の上、申請すること。



- 4 移行計画の変更が生じたとき（合併により存続法人となったとき、融資制度の利用見込みが生じたとき等）は、速やかに移行計画の変更認定申請を行うこと。

第二 移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について

- 1 認定医療法人は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。
- 2 認定医療法人が移行計画に沿って持分なし医療法人に移行した場合、定款変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。
- 3 定款変更の申請を受け付けた都道府県においては、持分なし医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務処理されたいこと。

第三 移行計画の認定に伴って行う出資持分の放棄について

- 1 出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、医療法施行規則附則第 60 条第 4 項に規定する出資持分の放棄申出書（附則様式第 7）によるものとする。
- 2 出資者等から「出資持分の放棄申出書」（附則様式第 7）の提出があった場合、当該申出書の「6 放棄日」に記載された日において放棄の効果が生じることから、医療法人においては、当該放棄日をもって、出資者名簿の書き換えを行うこと。

第四 移行計画に関連する税制措置等について

- 1 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、当該出資者等が所属する認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行できなかった場合、又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付すること。

また、これらの事象が生じた場合には、遅滞なくその旨等を納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、その旨を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課あて連絡されたいこと。



- 2 基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることになるので留意されたいこと。

なお、基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった日から2月を経過する日が、納税猶予の期限となるので留意されたいこと。

- 3 持分なし医療法人への移行にあたり、相続税法（昭和25年法律73号）第66条第4項の規定に該当する場合は、医療法人に対して贈与税が課されることがあることについては、従来どおりであるので留意されたいこと。

担当部署

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線2672）

03-3595-2261（直通）

FAX：03-3580-9644

